

1 いじめ防止等の基本的な考え

(1) いじめの定義

○「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネット、ライン、ゲームを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より（平成18年度文部科学省）

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係がある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 本校の基本的な考え

ア 「いじめ」は、どの児童にも起こりうるという認識のもとに、いじめに関する研修を深め未然防止に向けた施策を全教職員で共有し実践していく。

イ 「いじめ」の早期発見に努めるとともに、迅速かつ組織的に対応する。

ウ 「いじめ防止」のために、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

(3) いじめ防止のための基本姿勢(5つのポイント)

ア いじめをしない、させない、許さない(見過ごさない)という雰囲気をつくる。

イ 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ウ 「いじめは絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。

エ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために、当該児童の安全を確保するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

オ 保護者・地域、関連諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめ防止等のための校内組織

(1) 組織名:生徒指導委員会(いじめ・不登校等委員会)

(2) 構成員:校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・該当担任・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー

(3) 本組織は、校長が必要に応じて招集する。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止で一番重要なことはきめ細かな指導と支援である。教職員が一丸となって、すべての子どもの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していく。また、子どもに対する教職員の受容的、共感的な態度により児童一人一人のよさが発揮され、互いに認め合う人間関係づくりを行っていく。いじめ問題に学校

が迅速かつ組織的に対応するために日頃からいじめに対して研修や情報交換を密にしながら共通認識を持ち、温かい人間関係づくりを心がけていく。

ア 「あさひっ子アンケート」も行い、子どもたち一人一人の自分を大切に思う気持ち(自尊感情)や友だちのよいところを発見する他者理解の心情を育てる。また、よさを紹介して、自尊感情を高める。アンケートは、担任が保管し、年度末には生徒指導主任に渡し、5年間保存とする。アンケートにおいて、いじめかもしれないと疑われた時は、児童から聞き取り、メモを書き込む。指導が必要な時は、生徒指導主任に報告し、組織的な対応を行う。

イ きまりを守ろうとする規範意識や教職員や子ども等、互いを尊重し合う人権意識を養っていく。

ウ それぞれの授業に於いて、生徒指導が機能する授業の実践を目指す。

(ア) 子どもに自己決定の場を与えること

(イ) 子どもに自己存在感を与えること

(ウ) 共感的人間関係を育成すること

(エ) 道徳や学級活動の時間に、「いじめ」を題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを絶対に許さない心情を深める授業を工夫すると共に人権意識の高揚を図る。また、思いやりや人権を大切にする指導の充実に努める。(授業参観日での道徳授業公開、懇談会での道徳的価値に関する話題提供の推進を心がける。

(オ) 挨拶・言葉遣い等の基本的習慣づくりを図る。

(カ) 児童会を中心とした縦割り活動(4班での遊び、清掃)を実施する。

(キ) 体験活動の充実に努める。→達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し実施していく。(地域探検・野菜栽培・福祉教育・自然教室等)

(ク) スクールカウンセラーとの連携を密にする。

(ケ) 一人一人の児童に目標をもたせ、強い心をもって目標に向かって努力していく児童の支援を図っていく。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの早期発見のために、子どもたちに対して定期的な調査や情報収集に努める。いじめの早期発見のために、全教職員で全児童を見守っていく意識を持つ。様子がおかしい、孤立している児童を見かけたら声をかけ、職員間の話題とする。

(ア) 学期1回の「学校生活の振り返りアンケート(いじめアンケート)」を実施して問題点を職員で話し合い、今後の指導に生かす。【いじめアンケートは5年保管】指導する時間を確保するために、実施は学期の中間に行う。アンケートにおいて、いじめかもしれないと疑われた時は、児童から聞き取り、メモを書き込む。指導が必要な時は、生徒指導主任に報告し、組織的な対応を行う。いじめアンケートは、職員全員に巡回し、周知する。

(イ) 「子どもを語る会」

各学級全体の児童の様子や気になる児童個人について、全職員が参加し、情報を共有する。

(ウ) 今後の対応について話し合う。

- (エ) 職員会議においても、「生徒指導から」という位置づけで、各学級担任にいじめに関連するような表れがないかどうか確認し、報告する。
- (オ) 日記指導から、生活上の問題点を探っていく。
- (カ) 休み時間等、職員が積極的に外に出て、児童の遊びの様子を観察していく。
- (キ) 職員間による子どもに関する情報、学級懇談会等の保護者の話等から、いじめ問題を共有する。

イ 早期対応

いじめを発見した場合直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、組織的に対応する。

(ア) 事実の確認

- a いじめの情報を確認したら、いじめ緊急会議を招集し、複数の教職員で組織的に対応する。
- b 当該児童・関わりのある児童、すべての教職員から情報収集を綿密に行い、事実関係を把握する。
- c いじめの状況、児童の状況との関係、家庭の状況等を考慮し、具体的な対応策を迅速に検討していく。
- d 全教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通認識を図っていく。

(イ) いじめを受けた子ども・保護者への支援

- a 事実関係を丁寧に説明する。状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家を活用して指導に当たる。
- b いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたる。

(ウ) いじめを行った子どもへの指導

- a 行った行為については毅然とした指導を行う。→自らの行為の責任を自覚させる。
- b 児童間・保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え理解し、今後のよい人間関係の構築を目指す。プライバシーは守っていく。
- c 臨時の集会や学級会で、いじめは絶対に許されない行為であることを再認識していく。

(3) 関係諸機関との連携

ア 日頃から警察や教育委員会、児童相談所との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。**特に、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携を徹底する。**

4 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより、子どもの生命や心身等に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席(30日、遅刻・早退は1/2で計算)したと疑いのある場合をいう。

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに下田市教育委員会に報告をし、教育委員会の指導のもと、教育委員会・学校内に組織を設け、事態への対処を図る。
- (2) いじめを受けた児童や保護者に対して、調査結果を丁寧に説明すると共に、関係諸機関と連携を図りながら、事態への解決にあたる。

5 いじめ防止等の取組の評価

いじめ防止基本方針に基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

(1) 取組評価アンケート

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、ふだん実施している学校評価項目の中で校内生徒指導対策について、適正に自校の取組を自己評価する。

学校評価は、年2回実施する。(7月、12月)

(2) 学校生活の振り返りアンケート(いじめアンケート)

「学校生活の振り返りアンケート(いじめアンケート)」を実施し、いじめの早期発見とともに、いじめの実態を把握することを通して取組の成果を検証する。

アンケートは、年間計画に位置付ける。